

可決され、ここに国民待望のわが国立公園法は第五十九帝國議會に成立して、その後御裁可を仰ぎ四月一日の官報を以て公布せられたのである。その後は国立公園法施行令・同施行規則・国立公園委員会官制等の作成に關係官は多忙を極めたが、既にその基本的な問題は解決されていたので、さほどの困難はなく成案を得て、それぞれの手續を終つて、昭和六年九月十六日勅令をもつて、施行期日を十月一日と定めて公布された。そこで次は国立公園調査会に諮問されていた国立公園選定に關する件は數次に亘り特別委員會で審議されて、国立公園選定に關する方針につき成案を得たので、九月二十九日に第三回国立公園調査会を開いて、細川委員長から報告があり、箇所數・指定の方法等に関する二三の質疑応答があり、これも原案通り決定、内務大臣に答申された。左に国立公園選定の基準となるべき国立公園調査会の答申した「国立公園ノ選定ニ關スル方針」の全文を掲げる。

国立公園ハ一定ノ標準ニ照シテ厳選シ努メテ其ノ濫設ヲ戒ムベキハ勿論ナリト雖苟モ国立公園トシテノ條件ヲ具備スル箇所ニ付キテハ仮令財政等ノ都合ニ依リ直チニ其ノ公園施設ニ着手シ難キ事情アル場合ニ在リテモ尙之ガ指定ヲ為シ先ヅ以テ其ノ風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ須ク其ノ公園計画ヲ樹テテ官民ノ抱ルベキ所ヲ示スノ要アリ其ノ選定標準ハ左ノ如ク之ヲ定メ必要條件ヲ具備スル箇所ニシテ成ル可ク多分ニ副次條件ヲ満足セシムルモノヲ採択スルヲ以テ適當ナリト認ム

第一、必要條件

我方國ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト



国立公園法案上提当日の衆議院傍聴席

即チ国民的興味ヲ繋ギ得テ探勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ海外ニ対シテモ誇示スルニ足リ世界ノ觀光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト

上述ノ條件ニ適合スルモノトシテハ左記ニ該当スルモノタルベシ

- (一) 同一型式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト
- (二) 自然的風景地ニシテ其ノ区域広大ナルコト
- (三) 地形地貌ガ雄大ナルカ或ハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト

第二、副次條件

- (一) 自然的素質ガ保健的ニシテ多數人ノ利用ニ適スルモノナルコト
即チ空氣、日光、氣候、土地、水等ノ自然的素質ガ保健的ニシテ多數人ノ登山、探勝、散策、釣魚、温泉浴、野營、宿泊等ノ利用ニ適スルコト
- (二) 神社仏閣、史跡、天然記念物、自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナルコト
即チ神社仏閣、史跡、伝説等豊カニシテ地質、植物、動物、氣象等自然物又ハ自然現象ニ関シテ稀有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト
- (三) 土地所有關係ガ公園設置ニ便宜ナルコト即チ区域内ノ土地ハ御料地、国有地、公有地、社寺有地等ヲ主トシ私有地ヲ包含スル場合ニ在リテハ成ル可ク土地所有者ガ国立公園ニ対シ理解ヲ有シ其ノ設置ニ付利益多キコト
- (四) 位置ガ公衆ノ利用上有利ナルコト
即チ成ル可ク交通便利ニシテ且全国的分布ノ当ヲ得タル位置ニ存スルコト
- (五) 水力電気、農業、林業、牧畜、水産、鉱業等各種産業ト風致トノ抵触少キコト
- (六) 既設ノ公園的施設ガ国立公園計画上有効ニ利用セラルルモノナルト共ニ将来ノ開發容易ニシテ国立公園事業ノ執行上便益多キコト

こうして調査会の任務は終了したので、更めて国立公園法による国立公園委員会の発足を待つこととなつた。即ち

一〇月一日国立公園法施行と同時に委員の任命があつたが、すべて調査会委員が乗り移つただけである。この間六月一〇日内務技師氏原佐藏は急逝したので、後任として南崎雄七が委員会幹事となり、又国立公園協会理事として国立公園のために尽瘁されることとなつた。

この年六月には青森市で催された国立公園協会支部の発会式に臨席した田村剛は続いて北海道の候補地を視察することとなり、大沼・洞爺湖・登別温泉・支笏湖・屈斜路湖・阿寒湖等を巡つたが、途上層雲峡地元からの要請があつてこれを調査して、頗る有力な候補地であることを確かめ、さきに予定された一六候補地についても、これを再検討される日のあることを予想した。ここで一六候補地の物色された事情につき述べるならば、その頃までに主として文獻により著名となつていた景勝地につき、学者の意見を参酌して検討を加えたもので、これが選定に當つた田村剛もその頃までは実地に広く調査していたわけでもなく、決して自信のもてる案ではなかつた。現に上高地・白馬・立山の三候補地なども調査して見ると、日本アルプスとして一つの候補地とするのが妥当であることを発見している。北海道の候補地についても北海道帝国大学教授新島善直博士の意見を参酌して一応決定されていたもので、支笏洞爺や大雪山の如きも、或は大沼公園よりも優れているのではないかとの意見をもつようになつた。こうして候補地の選定はなかなかの難事であることが予想されるに至つた。

又この六月には観光方面特にホテルのエキスパートとして国立公園にも多大の関心を寄せていた岸衛が渡米するといふので、内務省からも米国立公園に関する新知識を齎らされるよう調査を囑託した。又この年も日本発送電の黒部川の計画や東京電燈の尾瀬の計画等が発展する情勢となり、各方面から反対運動が再燃して来た。八月中田村は大山候補地から島根半島北浦、岡山広島香川三県に亘る瀬戸内海等の区域を調査し、小豆島屋島の予定区域は備讃瀬戸一円に拡張されることが予想されるに至つた。九月に入ると大正一〇年以来国立公園調査の始められた当初から田村の片腕として、実地調査に當つていた中越延豊（林学士）が急逝し代つて小坂立夫・加藤誠平・千家啓廣等新進の造園家が囑託として増員され、保健課の陣容は強化された。又この月には当時広島県知事であつた湯沢三千男の発案で、当代油絵の諸大家を動員して国立公園候補地の揮毫を乞ひ、これを内務省会議室に掲げることとなり、国立公園協会



団 査 調 査 団

長細川護立の名で諸家を招きその賛同を得、更に関係地方の協力を得ることとして、これに着手した。偶々九月一日滿洲事変が勃発して、東亜の風雲は穏やかでないものとなり、内外債は忽ち暴落するなど、国立公園運動のためには好ましくない様相が現われ始めた。一〇月から一月にかけては、大台原及び大峯山候補地につき北山川から熊野海岸にかけての広大な区域に亘る調査の必要を認め、田村・加藤は出張を命じられて、脇水博士と共に吉野方面から小口に達し、北山川を下り瀬から新宮市に出て、鬼ヶ城から潮ノ岬に亘る一帯の海岸を調査した。一月二四日国立公園委員会の第一回総会が開かれ、安達会長司会の下に国立公園選定に関する方針は調査会で審議決定となつたものをそのまま踏襲することに決定し、続いて内務省で大正一〇年来の調査の概要を印刷物として配布し、更に田村幹事から調査の方針を説明した。この際これまで独立の候補地として取扱われていた上高地・白馬・立山の三者をば日本アルプスという名称で一括して説明、結局候補地を一四カ所にした点と小豆島及び屋島候補地の区域を備讃瀬戸一円に拡張、名称を瀬戸内海国立公園と改めた点が注目された。又岡部委員からは、四面環海の日本では外洋に面する大風景地として選定されるべきものがあるように思われるとの発言があり、藤村委員は一六候補地以外にも、適格のものがあはせぬかとの質問があり、これに対して現在のところ、北海道大雪山が一つ例外として今後の調査を要する旨答弁した。そして最後に選定に関する特別委員として赤木、田村・三矢・平熊・三好・本多・脇水・新井・藤村・岡部・正木の一名が指名されて散会した。この頃から地方の国立公園指定に関する陳情は頗る盛んとなり、各委員の意見は必ずしも一致しているものでもないことも判明

する。殊に北海道と九州の候補地について重大な意見の喰違ひのあることが明瞭となつたので、伊藤課長もこれと
り纏めるために苦慮し、一二月には委員中専門学者である本多・三好・脇水・内田・田村各委員の私的会合を催して
懇談したが、一致を見ず、結局問題のない箇所だけを第一次に指定することとして十和田・日光・富士・日本アルプ
ス・瀬戸内海の五候補地をとりあげ、他はこれを暫く保留するといふ案で一致したが、その実行はあやぶまれてい
た。果して一二月八日の特別委員会では何等決定する所はなかつた。そして一二月一三日、突如内閣は更迭して犬養
内閣となり、内務大臣には中橋徳五郎、衛生局長には大島辰次郎が就任し、国立公園運動に多年貢献した伊藤武彦は
岐阜県知事に転出して、その後任は三浦直彦となつた。この頃国立公園法を周知せしめるために伊藤武彦著「国立公
園法解説」が出版され、今日でも屢々引用されていて、伊藤武彦の功績を記念する恰好の書物となつた。それにつ
ても伊藤課長の下で実務を処理した俊才三浦義男のあつたことを忘れてはならぬ。

一九三二年（昭和七年）一月九日、上海事変が突発して、いよいよ国民は不安と緊張の度を加えて行く。それでも
まだ地方は国立公園に対する関心をば決して失つてはいなかつた。一月中藤村・正木両委員、高久幹事は問題の九州
三候補地を視察して来る。又三浦課長は大山と吉野候補地とを視察した。一月二九日選定特別委員会が開かれたが、
依然として妥結点は見出されない。ある委員は北海道の支笏湖を主張し、内務省側では新に大雪山を紹介した。又九
州の三候補地についても、三箇所は多すぎるし、とかく雲仙が問題となる空気が見えた。保健課ではその後、問題の
北海道の候補地中で、阿寒・大雪山・登別及び支笏湖の三者と、更にこれと関連のある十和田湖とに關して国立公園
選定標準に照して、それぞれ詳細な比較資料を作成して、特別委員会に提出することとし、二月二四日の委員会にこ
れを提出して審議の資料に供し、大雪山が自然的條件については最も優れているが、利用上では登別及び支笏湖が勝
つており、後者は寧ろ阿寒候補地と類似型で、これに劣るものであることを明かにした。

台湾に於ける国立公園運動はだんだん進捗して花蓮港庁ではタロコ峽の景勝をもつてその候補地に擬して、四月中
田村剛の調査を要請して来たので、出張を命じられタロコ峽木瓜溪一帯を踏査し、次高山地帯を併せるならば、新高
阿里山候補地に匹敵しうるのであらうと報告して帰京した。内務省衛生局では予て国立公園と並んで府県立公園を整備

するため、その調査を意図していたが、この頃各府県に対して調査資料の提出方を通牒した。

五月一五日犬養総理は官邸に斃れて、斎藤実内閣となり、内務大臣として山本達雄が就任した。局長は大島辰次郎課長としては藤原孝夫が代つていた。又六月中藤村・正木・田村の三委員は、問題の尾瀬沼尾瀬原を視察した。そして六月から九月にかけては、国立公園選定委員会は回を重ね又場所を変えて行われたが、地方の陳情は各委員を困惑させるほど猛烈を極めた。一四候補地に大雪山を追加することは認められたので、一五箇所となつたが、このうち阿寒・大雪山・十和田・日光・富士・日本アルプス・瀬戸内海・阿蘇・霧島の九カ所については、全委員異議はなく、登別支笏湖大沼・磐梯吾妻・大山・吉野及び熊野・雲仙の六カ所について、意見が出たわけで、大沼以下三カ所については発言少く、大台原及び大峯山を海岸まで括けて区域とする吉野熊野については、遂に少数の反対意見が屈服して、拡張入選と極まり、最後に雲仙が残つて、これももみにもまれた結果、選ばれることとなると、これにつれて風景の質に於て雲仙に優ると称せられる大山は、地理的分布の關係から拾われることとなり、結局一二箇所が選定委員会できりあげられることとなつたのは、九月二四日の医師会館に於ける特別委員会であつた。こうして最も困難な選定問題をよくとり纏めたのは、委員長藤村義朗の手腕であるが、当時の局長大島辰次郎と保健課長藤原孝夫両氏の労苦も並々ではなかつた。この結果は勿論総会まで絶対秘密を守ることにしてあつたが、一〇月二日の東京朝日には、既にこれがビッグニュースとして掲載されていた。そして一〇月八日午前一時三〇分内務省会議室に於ける選定特別委員会は委員長報告通り決議し、午後これを繪



團査調光日與



懸案の国立公園 十二ヶ所所決定す

委員總會答申通り

答申 委員總會は、国立公園の指定に關し、以下の十二ヶ所を決定す。

一、日光(栃木) 二、日光(群馬) 三、日光(茨城) 四、日光(埼玉) 五、日光(東京) 六、日光(神奈川) 七、日光(山梨) 八、日光(長野) 九、日光(富山) 十、日光(石川) 十一、日光(福井) 十二、日光(滋賀)

以上十二ヶ所の国立公園を指定す。

勝景を護れ!

漫然たる計畫を戒め

地方長官へ通達

地方長官へ通達 勝景を護れ! 漫然たる計畫を戒め 地方長官へ通達

正式指定は明年

直に區域調査に着手

承認され

けふ新

会にかけて可決したのであるが、その際区域については更めて諮問があるものとして、これには触れていないことと、風景と産業とが重大に抵触するものとして、1、十和田湖及び奥入瀬溪流ト国営開墾事業 2、尾瀬沼、尾瀬原、中禅寺湖及び華厳滝ト水力電気事業 3、黒部峡谷ト水力電気事業 4、吉野及び熊野候補地中北山峽ト水力電気事業とがあげられ、殊に水力電気事業については風致を毀損する虞が多分にあるので、自然の地貌風景を努めて保存するよう万全を期する必要があること、十和田の国営開墾事業については方法如何によつては特に国立公園指定を無意味とするほどの障碍となるから、極力これを阻止する必要があることが、強調された。この委員長の報告に対して清水順治は、将来区域設定の上は、現に水利許可を得て既に工事に着手しようとしているもの、又は将来開発されようとするものもあつて、これが著るしく制限されると、わが産業に多大な悪影響を及ぼす虞があるから、風景と産業とが両立するよう善処方を希望し、委員長は極めて特殊の場合を除いては、両者はよく両立するものであるとの意見を述べた。こうして選定に關する重要議案は無條件で藤村特別委員長報告通り決定され散会となつたわけである。この頃内務省の国立公園職員はすべて囑託であつたが、有能の造園家十数名を擁して、仕事はてきぱきと進め

られ、既に国立公園設定のために必要な区域調査にとりかかり、富士山麓や箱根方面では、現地の杭打ちが行われていた。又政府の昭和七年度の実行予算は国立公園調査会費二、二三七円、国立公園費二一、六八〇円計二三、九一七円にすぎなかつたが、八年度の予算は指定計画費等を加えて八四、〇〇〇円となり、そのうちには技師二、属一、技手四が含まれていた。又富士国立公園の区域決定につき、各省と事務的折衝を進めているうちに、通信省関係の水力発電事業に関する問題は、頗る深刻なものがあつて、なかなか折合ひはつかなかつたし、陸軍関係では富士山麓の陸軍演習地を除外するよう嚴重な抗議が提出され、海軍では瀬戸内海の粟島付近に対して要求があつた。

これよりさき一〇月一八日には内務次官から風景保護に関する件の通牒が発せられ、国立公園の指定前でも、その予定区域内の風景を破壊する虞のある行為（法第八條、施行規則第十九條）又は事業計画等につき、地方長官の善処方を要請しており、続いて一二月一日にはこれに関する衛生局長からの通牒も發せられた。この頃神奈川県では、箱根土地株式会社計画にかかる箱根峠から熱海峠に至る一〇軒の自動車専用道が開通し、引続き湖尻、強羅にまで延長されて、この種道路の先駆となつた。

国立公園協會では前年から実施した九州廻遊旅行その他に続き七年度では、十和田湖その他の廻遊旅行を催し、又予て企画中の国立公園洋画展覧会を三越本店で開催したが、当代一流の大家を網羅して二〇号大の傑作二十数点が一堂に集まり壯觀を呈した。

一九三三年（昭和八年）に入ると、わが軍部の満洲に於ける行動が國際連盟の注目する所となり、やがて干渉が行われるに及んで、日本は自由外交の口実で、三月二七日連盟を脱退することとなり、國際情勢は重苦しい空気で包まれるようになった。それでも内務省では二月八日「国立公園ニ関スル稟同方ノ件」を衛生土木兩局長連名で依命通牒を發して風景保護につき万全を期した。又国立公園正式指定のため、区域設定にとりかかり、まず二月から気候の關係上瀬戸内海・雲仙・霧島等を選んで实地調査をすすめることとなり、雲仙から霧島に向う途中天草島を調査して、その多島海としての景觀に優れていることが發見された。又三月には富士候補地の区域につき静岡県調査が行われた。六月に入ると台湾總督府は、国立公園調査会規程を決定して、調査を開始し、八月には国立公園委員會を設置



上高地ホテル

し、委員及び幹事を任命し、九月にその第一回調査委員会を開き、国立公園法施行ニ関スル件とを議題とし、これを詳細審議するために特別委員付託とした。この頃台湾の国立公園運動は、もと衛生局保健課長をつとめた土木局長小浜浄敏により推進されたもので、主管課たる土木課には出口一重がいて技術面を担当して

いた。内務省衛生局では、予て調査中の雲仙・霧島・瀬戸内海に関する区域の成案を得たので、国立公園区域決定方針並に国立公園境界線設置標準を作成して、併せてこれを国立公園委員会に諮ることとなり、一月三〇日に第三回国立公園委員会を開催し、それらの審議を行い、これも特別委員付託となり、三矢・脇水・細川・村上・本多・岡部・太田（嘉太郎）三好・山岡（重厚）田村・大島の一一委員が指名され、調査審議の結果成案を得て答申。そこで二月一九日第四回国立公園委員会総会を開催して審議の結果、原案通り可決され、いよいよ第一次の三国立公園は指定されることに決定したわけである。しかしこれを官報に告示して、正式指定したのは次の年であつた。又衛生局では、国立公園法施行規則中第二二條ノ二を挿入して、普通地域内に所謂制限緩和地区を設定して軽易な行為については、届出を必要としない規定を設けるよう九月一九日省令で告示している。

この年七月田村剛は内務技師に任ぜられ専ら国立公園事務を担当することとなつた。大正九年嘱託として内務省に入つてから一三年目である。又内務技手には小坂立夫・加藤誠平・小林義秀が任ぜられた。そして当時嘱託としては千家啓麿・石井勇・稲垣竜一・森蘊・波部紫朗・池上容・石原耕作・黒田新平等があつて、その職員は頗る充実した。またこの頃上高地には大倉喜七郎の発意で、上高地帝国ホテルが立ち、国立公園にふさわしい

ものとして好評であつた。一方建築学会では「国立公園に建つホテル」の設計懸賞募集を行つて多大の成果を収めた。

一九三四年（昭和九年）国立公園協会は建築学会と協同して国立公園に建つ山小屋の設計図案の懸賞募集を発表した。又国立公園協会は新に指定される国立公園中吉野及熊野候補地と日本アルプスの名称につき懸賞募集を行つたが、審査の結果、吉野熊野と中部山岳を採択して、当局に建議した。三月一六日には瀬戸内海・雲仙・霧島の三国立公園の指定が官報に告示されて、わが国最初の国立公園として名乗りをあげた。五月には多年国立公園委員として功勞のあつた藤村義朗が逝去して各方面から惜しまれた。七月には内閣が更迭して岡田内閣となり、内務大臣には後藤文夫が就任した。又一〇月には国立公園選定の衝に当り、爾來指定等に多年功勞のあつた大島辰次郎が病氣のため退官し、後任には岡田文秀が就任した。第一次指定後引続いて準備中であつた阿寒・大雪山・日光・中部山岳・阿蘇等についてはそれぞれ区域決定案が出来、関係地方長官の意見を徴し、関係各省から照会に対する回答も集まつて、内務省の原案が作成されたので、国立公園委員会にこれを議題として諮問し、これが審議を特別委員に付託し、特別委員会では区域内に於ける産業と風致との調整に関する問題がかなり討論されたが、結局両立するよう当局間で具体的な話し合いをして善処するよう希望して、区域については原案通り可決することとなつた。そこで九日一〇日第六回国立公園委員会で細川委員長報告通り原案を可決して答申することとなつた。そして一二月四日の官報告示により第二次指定の国立公園として阿寒以下五つの国立公園が指定された。又阿蘇については区域内に広大な耕地都邑等を

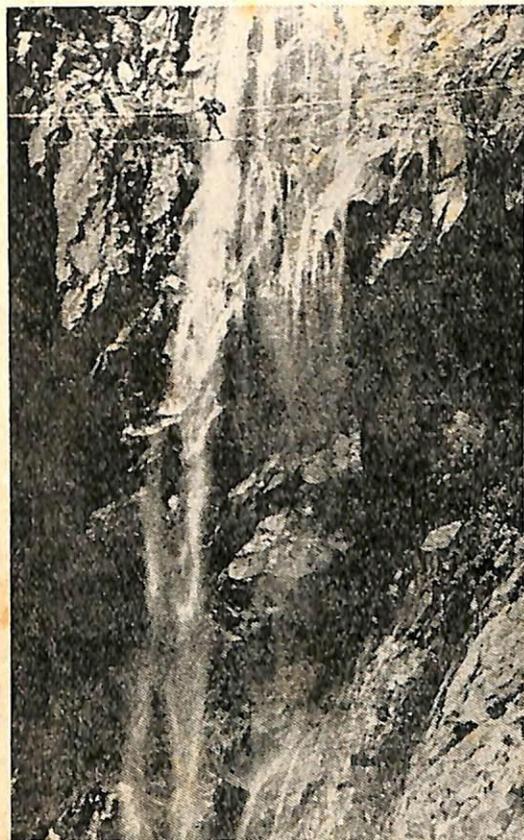


戸 瀬 廣 備



阿 蘇 五 岳

し、郵便切手にも風景を題材するものも現われた。二月には耶馬溪調査のため田村・小坂・稲垣・森の一行が出張し、三月には田村は大屯山国立公園候



黒 部 峽 谷

包含するので、ここに国立公園計画上の制限緩和地区を設定することとし、同時に決定を見たのである。なお昭和九年度の予算としては国立公園委員会費一〇、三九八円、国立公園指定計画費七〇、三三八円、国立公園管理費三三、九一五円計一一四、六五一円を要求したのに対して、委員会費九、六〇八円、指定計画費五六、七八一円、管理費二〇、〇〇〇円計八六、三八九円が承認されている。一九三五年（昭和一〇年）この年は華北事件が勃発するなど、東亜には漸く戦雲が低くたれ籠めて来たが、入国外人数は四二、六二九名で最高に達し、東洋観光会議なども開催され、又預金部資金を融通して雲仙・唐津・名古屋・河口湖・川奈に観光ホテルを新設することも決定して活気を呈

補地と松嶺一帯の調査のため台湾に出張した。国立公園を題材とする洋画はその後増補され計二八点となり、内務省新庁舎の大会議室の壁面を飾つた。六月には中部山岳国立公園指定記念式が松本市で開催され、一〇月に入ると事業家により富士山にケールカーを敷設する計画が発表された。又この月台湾に国立公園法が施行されることとなつた。一月には横浜港着の平安丸でレニア国立公園のレニア山頂の石が托送され、日本政府に寄贈された。エローサイブレスの木箱に入れられた玄武岩で、箱には「友情と敬意の表象、アメリカのレニア山から日本の富士山へ」と記されていた。国立公園協会ではこれに対する答礼のため、積雪を冒して加藤・千家両氏を富士山頂に派遣して、山頂の石をもち帰り、これを納めるためにヤマザクラの箱を造ることになつた。内務省では前年来、第三次国立公園指定の準備にとりかかつていたが、十和田・富士・吉野熊野等いずれも風致と産業との調整に関する難問が多く、関係各省との折衝は難航を極め、区域に対する各省からの回答が遅延して、漸く一二月に入つて、一応全部が纏つたので、第七回国立公園委員会を開いて、十和田以下最後の四国立公園の区域決定の件を議案として諮問する運びとなつた。後藤内務大臣は会長として司会し、赤木内務次官・岡田衛生局長、又藤原課長海外出張中代理として亀山孝一が幹事として出席した。議案説明に続いて各委員から活潑な意見の開陳があつたが、そのうち富士国立公園の名称については、箱根をつけ加えるべきだという意見が多数に出た。区域については関係地元の希望通り更に拡張した方がよいという意見、即ち十和田には八幡平田沢湖、富士には伊豆方面、吉野熊野には鬼ヶ城以東の海岸、大山には島根半島等を編入するという意見があり、産業関係では吉野熊野その他の林業、十和田の国営開墾と吉野熊野の水力発電等の制限に対する意見等が出て、当局間で指定後の善処方を要望し、結局これも会長指名の特別委員に付託されることとなり、田・三矢・脇水・細川・村山・本多・岡部・広瀬・清水・三好・今井・田村・岡田の一三名が指名された。

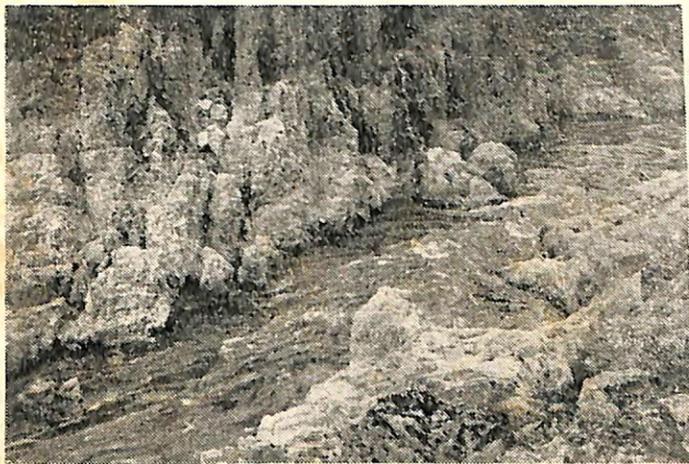
一九三六年（昭和十一年）ロンドン軍縮会議に於ける帝国全権の脱退声明、二・二六事件、日独防共協定調印等、内外の情勢は多端となつたが、この年、渡来外人の国内消費額は一〇七、六八八円に達して未曾有の数字を示し、富士山麓には富士ニューグランド・ロッジと富士ビュールホテルとが開業する等観光方面は発展の絶頂に達し、一月には全国観光協会を統合する日本観光連盟が創立されて、氣勢をあげた。国立公園関係では、一月早々、第八回国立公園



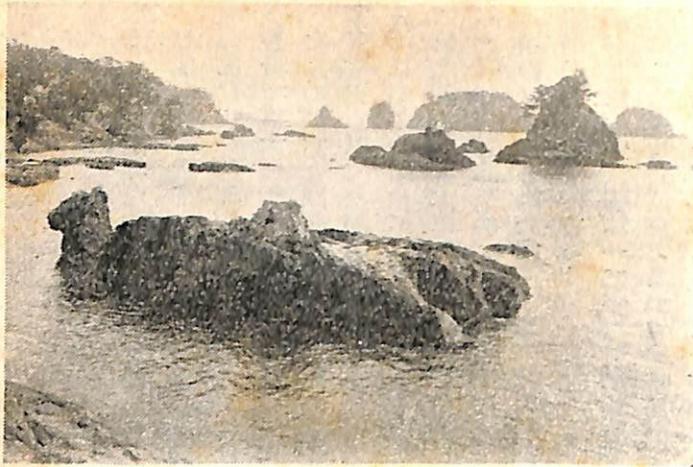
十和田湖と外輪山

の景勝地については、適当なものを選定して、国立公園法を準用するなり、或は道府県立公園法を制定するなり、適当の方法を講じられたいとの希望意見のあつたことがつけ加えられた。続いて富士国立公園の名称には原案支持の意見もあつたが、多数は富士箱根説を主張し、区域につ

委員会を開き、十和田以下四国立公園の区域決定に関する特別委員会の答申を得て、これを総会にかけ段取りとなつた。十和田の国営開墾事業については、農林内務両省の間で種々折衝され、国立公園の保護上顧る遺憾であるが、開墾事業をば支障なく実現させるよう善処するということ、北山峽の発電計画についてはこれを尊重するが、風景との両立を期すること、その他林業・水産・牧畜・開墾等の各種産業の予想されるものについては、その都度調整を計るということで、この度の区域は決定さるべきだという特別委員長報告があり、なおこの度の指定で一応国立公園全部の指定は完了するが、この選にもれたその他



北山峽



熊野海岸

いは吉野熊野の区域から潮岬を除外することと吉野熊野の海岸部の拡張と、大山に島根半島の追加とを他日考慮するよう希望があり、北山川の発電計画については、その水利権が内閣更迭直前に許可されたことなど突込んだ事情をあばき、濤峽の保護を熱心に主張する委員もあつた。こうして結局は原案のまま可決となつたわけである。そして二月一日の官報で区域決定の告示があつて、ここに十和田以下四国立公園の指定が決定し、昭和九年三月以来二九年を

要して一二国立公園全部の指定を完了するに至つた。この頃富士山ケイブルカー架設に關して世論もやかましくなつたので、国立公園協会は、これが可否の意見を名士に紹介したところ、これを可とするものは山口昇・田中豊・新井堯爾・田誠・中川正左・高久甚之助・土屋正三等であり、否とする者は大橋新太郎・小杉放庵・大谷登・蘭部一郎・冠松次郎等で、賛否両論が分れて、軽率にこれを決すべきでないことが判つた。三月さきのレニアの石に應えて、内務省衛生局及国立公園協会から米國々立公園局宛に富士山頂の石に添えて「友情と敬意に應えて富士山より太平洋を距てて聳立するレニア山へ」と記して答礼の石を細川会長からグルー大使に手渡しした。又この月国立公園協会では、**国立公園指定を記念して岡田紅陽・山田忠水両氏の作品を集め、国立公園概要を付して国立公園写真集を編集し、各国立公園リーフレットと共に刊行頒布し、**地方で国立公園運動につき功勞のあつた十和田の小笠原松次郎、上高地の川上律恵、吉野熊野の岸田日出男、阿蘇の松村辰喜、雲仙の園孝治郎五氏を表彰して記念品を贈呈した。なお国立公園法制定前後から代議士中で特に国立公園運動に關心を寄せられ、引續いてその發展のために協力せられた方々が少くなかつたが、ここにその芳名を記すならば左の通

りである。

青木精一・安達謙藏・東武・岩本武助・岡田忠彦・小川郷太郎・加藤久米四郎・河上哲太・岸衛・小西和・小橋一太・小坂順造・桜内幸雄・末松偕一郎・田島勝太郎・土倉宗明・堤康次郎・西岡竹次郎・福田虎亀・堀内良平・牧野良三・前田米藏・松野鶴平・松村光三・水久保甚作・八木逸郎

七月には通信省から富士箱根国立公園の記念切手四種が発売され、四月から七月にかけては、本年度指定各国立公園の祝賀式が各地元で行われ、九月には東京鉄道局・国立公園協会・日本旅行協会主催の国立公園指定記念展覧会が伊勢丹で盛大に行われるなど、まことに多彩な行事が連続して行われた。

七月の第六九回帝國議會には堀内良平その他の提出にかかる建議案として「政府は速に道府県立公園に関する根本方策を定め以て公園国策の大成を期せられむことを望む」が採択されており、衛生局でもその調査にとりかかった。またこの年の始めには大藏大臣高橋是清は清は国庫から国立公園施設費として二〇万円を支出することを承認したが、広田内閣の馬場大臣となつて一〇万円に削減された。こうして一月には国立公園委員会で日光・富士箱根・瀬戸内海・阿蘇・雲仙五国立公園につき道路埠頭棧橋等緊急整備を要するものにつき審議し、又その計画に基く日光と富士箱根の道路の事業決定につき審議し、直ちにこれを原案通り決定して答申し、国立公園事業の実施に関する第一歩を踏み出したわけである。

一九三七年(昭和十二年)蘆溝橋事件に端を発し日華事変に突入して、事態は重大となり、防空法は実施せられ、遂に日独伊防共協定となつて、時局の輪廓は明かとなつて行つた。国立公園協会でもその機関誌の月刊を季刊に変更するに至つた。しかしこうした時勢にも拘わらず、国立公園事業を軌道に乗せる最後の努力をなすために、岡部長景・金杉英五郎・根津嘉一郎・岡田忠彦・河上哲太・小西和・堀内良平・渡辺鏡藏・小川仙二・松村辰喜等国立公園協会の有志を実行委員として、内務大臣や大藏大臣に対して再三陳情を行つたわけであるが、時局の重圧をいかんともし難く、成果をうるに至らなかつた。そしてこれから当分国立公園は又々雌伏時代に入ることとなつた。このような悲況に陥つた時、過去一七年間国立公園運動のために心魂をうち込んで活躍した壮士のような風貌の松村辰喜は卒然郷

里熊本で巨木が倒れるように逝つた。

この頃衛生局では、国立公園の地域並に施設等一般計画を取まとめ中で、昭和九年より始められ、この年に日光・富士箱根・瀬戸内海・阿蘇・雲仙等を了り、一〇年度には霧島・中部山岳・阿寒等を二年度に吉野熊野・大山、一二年で大雪山・十和田を完了する予定で進行し、成案を得次第、国立公園委員会に諮問して決定したのである。又国立公園協会は九月に国立公園事業促進に関する請願を内務大藏文部各大臣宛に提出しているが、何等の反響もなかつた。そしてこの年の一二月には台湾の三国立公園が正式に指定された。

一九三八年（昭和十三年）一月五日近衛内閣（第一次）に代つて平沼内閣となると、新に厚生省を設置し、一日開設となり、内務大臣木戸幸一が厚生大臣兼任となつた。三月に国家総動員法が成立するような事態であつたから、時局対策として、国民体力の向上に資する×



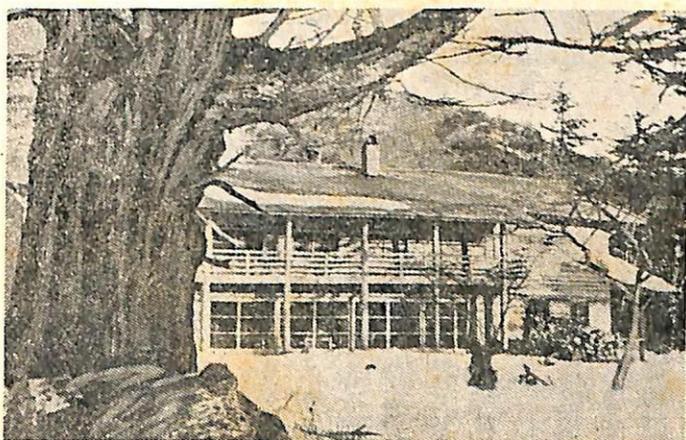
松村辰喜翁

×という案もあつたほどで、国立公園その他公園運動場・登山地・スキー地・海水浴場等を所管するもので、技師の定員も三名に増員され、造園二、建築又は土木一となつていたが、田村剛のほか小坂立夫・加藤誠平がその位置に任命された。施設課の主力は、寧ろ都市の児童公園・運動公園・休養公園その他都市に附属する野外のレクリエーション施設や健民地の調査・指導に置かれ、予算を計上してそれ等諸施設を助成する等の面に注がれた。しかし永い歴史をもつ国立公園が全く閑却されたわけではなく、国立公園の徒歩旅行施設やスキー場等健民修練場の施設等が促進されるようになり、併行して調査や助成の方策が立てられる機運となつた。八月に入ると、国立公園協会の実行委員として

×ための施策、特に勤労青少年の登山・ハイキング・スキー・水泳・乗馬等を奨励することは厚生省の重要政策の一つで、第一局として体力局が設けられ、国立公園も亦その線で発展せしめる外はなかつた。局長には児玉政介、施設課長には永井浩が就任した。始め施設課は公園課と

細川会長始め本多・金杉・岡田等が国立公園予算につき大藏省へ陳情したが、もはや国立公園では通りが悪いようであつた。年末になると、国立公園の前途に見限りをつけて、若い技術者がだんだん転向するようになった。内務省の都市計画課と連絡をとり、技術官人事の交流を計ることとなり、石神甲子郎は神奈川県から体力局施設課に転じ、専ら体力向上施設の事務を担当することとなつた。この頃体力局長は佐々木芳遠で、レクリエーション運動の展開に尽瘁され、国立公園関係では各国立公園計画が決定している。又協会の機関誌「国立公園」は年六回に増刊され、内容も時局向きに編集された。年の暮に日光国立公園の郵便切手が発売された。そして阿蘇国立公園に遅ればせながら、立派な観光ホテルが竣工した。

一九三九年（昭和一四年）この年国民徴用令が発せられ、欧州では第二次大戦が勃発し、時局は頗る緊迫した。それでも健民修練の看板で、国立公園協会では、夏季に入ると、北海道の国立公園や十和田国立公園巡り、尾瀬沼・鬼怒沼登山旅行会等を開催した。一九四〇年（昭和一五年）一月米内閣成立、七月近衛第二次内閣組閣、九月日独伊三国同盟成立、一〇月大政翼賛会発会という重大政局の動きを見せた年である。企画院では国土計画の策定につき、厚生省の国立公園その他公園運動場に関する資料の提出を求め、九月には「国土計画設定要綱」を定めて各省に協力を要請した。体力局からは「国民体力向上施設」を整理し、国土計画策定案にこれを織り込んで報告した。昭和一五年現在の道府県立公園の数は五六、内自然公園は三五、面積合計は五一、九四一陌であつた。又この年一月一日に紀元二、六〇〇年記念祝典が催されるので、国立公園の記念事業の実施方につき関係方面と連絡を計つた。帝室林野



日光湯元山の家